

(2) 多子世帯保育料軽減事業について

平成 28 年 4 月より「多子世帯保育料軽減事業」を県に合わせ、笠間市でも実施しておりますが、平成 29 年 4 月より拡大されました。

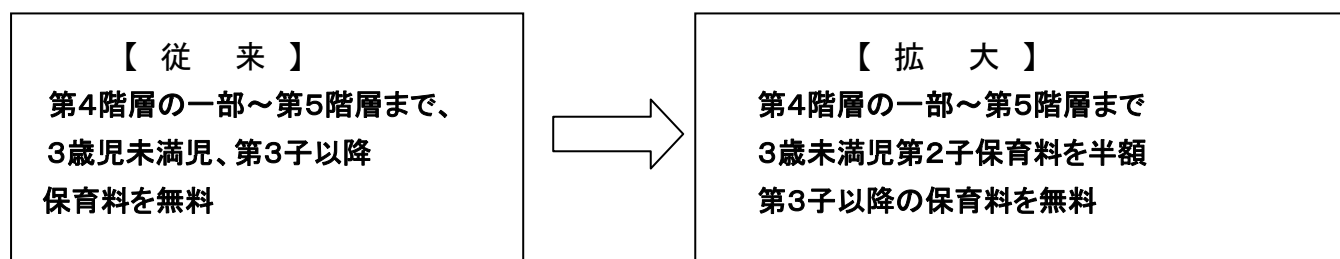
1. 趣旨

経済的負担の大きい多子世帯を支援し、子どもを生き育てやすい環境づくりを推進するため、第 2 子以降の保育料を軽減します。

国の制度改正により第 4 階層の一部まではすでに軽減されており、県の事業に合わせ、第 4 階層の一部～第 5 階層までの対象者の保育料を無料、または半額補助とします。

3 歳未満の児童がいる世帯で、2 人目を半額補助、3 人目以降を無償化とします。年収約 360 万～640 万の世帯が該当となります。

2. 対象者 (57 名→108 名)



3. 補助金額 (見込み)

19,104,000 円 (補助率 県 1/2 市 1/2)

4. 支払方法

支払いの方法としては、年度末に該当者に、申請書を送付し、保育料収納状況を確認後、補助金交付決定し、補助金を支払う。